

徳島県告示第三百十二号

徳島県立総合看護学校管理規則（平成二十二年徳島県規則第三十四号）第七条第一項の規定に基づき、令和八年度徳島県立総合看護学校（准看護学科）入学試験を次のとおり実施する。

令和七年六月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 試験の日時

1 一般入学試験（規則第七条第二項に規定する入学試験をいう。以下同じ。）

令和八年一月三十日（金曜日）午前九時二十分から午後五時頃まで

2 社会人入学試験（規則第七条第五項に規定する学校長が定める要件を満たすものについて実施する学科試験の全部を免除された入学試験をいう。以下同じ。）

令和八年一月三十日（金曜日）午後一時三十分から午後五時頃まで

二 試験の場所

徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立総合看護学校

三 受験資格

1 一般入学試験

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に該当する者（令和八年三月までに卒業見込みの者を含む。）

2 社会人入学試験

学校教育法第九十条第一項に該当する者であり、令和八年四月一日時点で、三年以上経過している者

四 入学願書等の提出期限

令和七年九月一日（月曜日）から同年十二月二十六日（金曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月二十六日までの消印があれば受け付ける。

五 入学願書等の提出先

徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立総合看護学校

六 入学試験手数料

五千五百円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を入学願書に貼り付けること。）

七 その他

この試験についての詳細は、募集要項を参照するほか、徳島県立総合看護学校（電話〇八八―六三三―六六一）に問い合わせること。